

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年1月16日
【会社名】	株式会社イーグルポイントゴルフクラブ
【英訳名】	該当事項はありません。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 飯島 敏郎
【本店の所在の場所】	茨城県稲敷郡阿見町福田1668番地5
【電話番号】	029-889-5001
【事務連絡者氏名】	業務課 富山 良光
【最寄りの連絡場所】	茨城県稲敷郡阿見町福田1668番地5
【電話番号】	029-889-5001
【事務連絡者氏名】	業務課 富山 良光
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集 240,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年12月15日に当社の半期報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、平成23年7月15日付をもって提出いたしました有価証券届出書の記載事項のうち、当該半期報告書を組込情報とするため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第四部 組込情報

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_ 罫で示してあります。

## 第四部【組込情報】

（訂正前）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第13期)	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年6月23日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A 4 - 1に基づき本届出書の添付書類としております。

（訂正後）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第13期)	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年6月23日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第14期 中)	自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日	平成23年12月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A 4 - 1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月 9日

株式会社イーグルポイントゴルフクラブ  
取締役会 御中

公認会計士菊地事務所

公認会計士 菊地 隆

公認会計士武藤会計事務所

公認会計士 武藤 浩司

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イーグルポイントゴルフクラブの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第14期事業年度の中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私たちに中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私たちは、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

私たちは、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イーグルポイントゴルフクラブの平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続的な営業損失が発生しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該状況を解消し、又は改善するために前期からの経営計画の実行をしてもなお継続的な営業損失が発生しているため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間財務諸表に反映されていない。

当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。また、中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自他は含まれておりません。